

# 特定教育・保育施設等の利用者負担（月額）【平成30年度】（案）（国資料）

資料3

東久留米市  
子ども・子育て会議  
平成30年1月19日

○ 平成30年度予算に基づき国が定める利用者負担の上限額基準(国庫(都道府県)負担金の精算基準)は、以下のとおり。  
幼児教育無償化の取組状況としては、

①第2子半額、第3子以降無償化(年収360万円未満相当世帯においては、子供の年齢制限を撤廃し、完全実施)

※市町村民税非課税世帯においては、第2子から無償化

②ひとり親等世帯については、さらに上記の措置を拡充

③1号認定子どもについて、**年収360万円未満相当世帯の利用者負担を軽減。(平成30年度予算案)**

## 教育標準時間認定の子ども (1号認定)

階層区分	利用者負担
①生活保護世帯	0円
②市町村民税非課税世帯 (所得割非課税世帯含む) (～約270万円)	3,000円 ※第2子以降は0円 ※ひとり親等世帯: 第1子から0円
③市町村民税所得割課税額 77,100円以下 (～約360万円)	14,100円 → <b>10,100円</b> ※ひとり親等世帯 〔第1子: 3,000円 第2子以降: 0円〕
④市町村民税所得割課税額 211,200円以下 (～約680万円)	20,500円
⑤市町村民税所得割課税額 211,201円以上 (約680万円～)	25,700円

多子カウント年齢制限なし  
"▲"  
有り(小学校3年生以下)

## 保育認定の子ども (2号認定: 満3歳以上) (3号認定: 満3歳未満)

階層区分	利用者負担(保育標準時間)	
①生活保護世帯	0円	0円
②市町村民税非課税世帯 (～約260万円)	6,000円 ※第2子以降は0円 ※ひとり親等世帯: 第1子から0円	9,000円 ※第2子以降は0円
③所得割課税額 48,600円未満 (～約330万円)	16,500円 ※ひとり親等世帯〔第1子: 6,000円 第2子以降: 0円〕	19,500円 ※ひとり親等世帯〔第1子: 9,000円 第2子以降: 0円〕
④所得割課税額 57,700円未満[77,101円未満] (～約360万円)	27,000円 ※ひとり親等世帯〔第1子: 6,000円 第2子以降: 0円〕	30,000円 ※ひとり親等世帯〔第1子: 9,000円 第2子以降: 0円〕
97,000円未満 (～約470万円)	27,000円	30,000円
⑤所得割課税額 169,000円未満 (～約640万円)	41,500円	44,500円
⑥所得割課税額 301,000円未満 (～約930万円)	58,000円	61,000円
⑦所得割課税額 397,000円未満 (～1,130万円)	77,000円	80,000円
⑧所得割課税額 397,000円以上 (1,130万円～)	101,000円	104,000円

多子カウント年齢制限なし  
"▲"  
有り(小学校就学前)